

一社岩芸協第 12 号
令和 5 年 5 月 2 日

各市町村教育委員会事務局担当課長 様

一般社団法人岩手県芸術文化協会
会長 柴田和子

令和 5 年度いわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援事業費
補助事業の実施についての対象児童生徒への周知について（依頼）

当協会の事業につきましては、日頃、御支援、御協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、例年実施しております標記補助事業につきまして、令和 5 年度においても、昨年度と同様の内容により実施する旨、岩手県教育委員会事務局学校教育室長から通知がありました。

つきましては、貴市町村教育委員会管轄の中学校長あてに、標記補助事業の実施について周知をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、中学校 1 年生を対象とする補助につきましては、令和 5 年度をもって、終了することになっておりますので御了承くださるようお願いいたします。

記

1 補助対象児童生徒

平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により、住居の全壊・半壊などの被害を受けた児童生徒で、補助対象に該当すると学校長が認めた児童生徒。

2 補助対象文化活動経費

下記大会（県大会、東北大会、全国大会を含む。）への出場に係る交通費及び宿泊費。

- (1) 全日本吹奏楽コンクール
- (2) 全日本アンサンブルコンテスト
- (3) NHK 全国学校音楽コンクール
- (4) 全日本合唱コンクール
- (5) こども音楽コンクール

※ いずれも県大会、東北大会を含むこと。また、対象経費は、参加児童生徒の交通費及び宿泊費であること。

岩手県中学校総合文化祭に係る交通費については、岩手県中学校文化連盟が実施主体となること。

3 補助額及び事務処理方法

別添の「いわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援事業費補助の事務取扱について」のとおり。

（本通知文書及び様式は、岩手県芸術文化協会ホームページにも掲載しております。）